

随意契約及び比較見積省略理由

1 交通信号制御基板等取替修繕概要

別途契約締結している「交通管制端末機器等点検調整業務契約」（以下「点検調整業務契約」という。）において、交通信号制御機（電源部）に不具合が発生した場合に修繕を行うもの。

2 随意契約及び比較見積省略理由

信号機の滅灯時等における早期復旧

信号機の滅灯時等における障害発生時は、安全な交通行政に重大な支障を来し、府民等の生命・財産に著しい損害を加えることとなる。

制御電源部は、部品交換後の機器調整が不要となっており、部品交換のみで対応が可能となっている。そのため、現在、契約締結している点検調整業務契約の業者であれば、より早期に復旧でき、もって大阪府下の安全な交通行政を確保することができる。

以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を締結するとともに、大阪府財務規則の運用第62条関係第2項第1号により比較見積書の徴取を省略するものである。